

令和7年度

議会改革調査特別委員会 会議録

令和8年2月27日

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上、原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありましたら、深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

令和7年度

議会改革調査特別委員会

令和8年2月27日（金曜日）第1号

◎調査事件

議会体制の在り方・議員のなり手確保対策等議会改革について

◎出席委員（8名）

委員	長	平野隆雄	副委員	長	藤山 大
委員	員	杉村志朗	委員	員	佐藤孝男
委員	員	小鹿昭義	委員	員	平沼昌平
委員	員	木村 隆	委員	員	熊野茂夫

◎欠席委員（0名）

◎職務のため出席した議員

議長 溝部幸基

◎出席説明員

なし

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	鍋谷浩行	議会事務局議事係長	山下貴義
議会事務局議事係	角谷里紗		

○委員長（平野隆雄）

おはようございます。

ただいまから、議会改革調査特別委員会を開会いたします。

ただちに、会議を開きます。

本件につきましては、令和6年度定例会6月会議において、本委員会に付託されました「議会体制の在り方・議員のなり手確保対策等議会改革について」でございますので、ご了承願います。

前回の会議においては、検討項目の「議会改革の見直し」の具体的な内容について検討しております。

また、今月初めには「町民と議員との懇談会」を開催、当委員会で確認した検討項目ごとの方向性について説明し、町民から意見を聴取しております。

本日は、前回会議で継続審議とした事項の審議と、懇談会で出された意見を基に当委員会として検討項目ごとの方向性について最終的な確認を行うものです。

これより、案件の調査に入りますが、会議の進め方についてお諮りいたします。

まず、事務局から資料の説明を受け、そのあとに、検討項目ごとに順を追って審議し、方向性を見出したいと思っております。

概ね一定の意見交換が終了した段階で、本件に関する本委員会としての取り扱い等について協議をいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○委員長（平野隆雄）

ご異議なしと認め、ただいまお諮りいたしましたとお進めてまいります。

それでは、「議会体制の在り方・議員のなり手確保対策等議会改革について」を議題といたします。

資料の説明を求めます。

鍋谷議会事務局長。

○議会事務局長（鍋谷浩行）

それでは、資料の2ページをお開き願います。

1、前回会議の確認。

令和7年12月12日に開催した特別委員会では、第5回会議において委員会としての方向性について確認した3つの見直し検討項目のうち、ハラスメント防止条例・議会改革の見直し（常任委員会の見直し）については、さらに詳細を詰めることとしていたため、具体的な内容について議論を行っております。

（1）議員政治倫理条例の改正について。

前回の委員会において、議員政治倫理条例にハラスメントの条項を追加する改正を行うことを確認していることから、具体的な改正内容について事務局案を基に議論をいたしました。委員からは改正内容について一定の理解はするものの、ハラスメント行為を受けたとの請求を議長が受理する前に、第三者による仲裁や議長からの口頭注意等で対応することも必要ではないかとの意見のほか、追加する条項内のハラスメント行為に「さまざまな」の文言を追加すべきとの意見が出されましたが、最終的な判断は委員長へ一任され、事務局案をベースに調整することといたしました。

（2）常任委員会の見直しについて。

前回の委員会では2常任委員会を1つにまとめ1常任委員会とする方向性について確認したことから、1常任委員会とした場合の具体的な運用等について議論を行っております。

検討事項1、新たな常任委員会の名称については、1常任委員会制を採っている他自治体の例を参考に議論をいたしました。委員間の意見がまとまらなかったため次回会議で引き続き議論することといたしました。

検討事項2、常任委員会の定数については、1常任委員会に全議員が所属するため、あえて議長若しくは正副議長を委員とせず職権対応とするかを議論いたしました。委員からは正副議長を含めない定数7名で良いとの意見が出たものの、最終的な意見の取りまとめには至らず次回会議で引き続き議論することといたしました。

検討事項3、委員会の構成については、所管事務調査件数の多さから1常任委員会とした場合に委員長

の負担が大きくなることが懸念されることから何らかの方法で業務を分散させる必要があり、事務局から出された委員長と副委員長で所管を分け、副委員長の報酬の在り方については、広報・広聴常任委員長を副委員長とすることで歳費の役職加算に対応する案をベースに議論を行った結果、最終的な意見の取りまとめには至らなかったが、最終的な判断は委員長へ一任され、事務局案をベースに調整することとしました。

次のページをお願いいたします。

2、今後の議論の進め方について。

(1) 特別委員会としての方向性の最終確認。

前々回開催の会議において確認した見直し4項目の方向性について、2月に開催した「議員と町民との懇談会」において意見を聴取したことから、いただいた意見を基に特別委員会として最終的な確認を行うこととなります。

特別委員会で確認した現時点での方向性ですが、①議員定数については、議員定数を10名から1名減し9名とすることを確認しております。

②議員歳費については、福島町方式を継続することを確認しております。なお、2月25日(水)に報酬審議会が開催され、町長・副町長・教育長の報酬が引き上げられることが決まったことから、議員歳費も「福島町方式」に基づき引き上げることで調整しております。

③議員のなり手対策。

1点目の研修塾の開催を検討については、検討の結果、研修塾等は開催しないことを確認しております。

2点目の住民と議会の距離を縮める方策を検討については、検討の結果、議会モニターの導入を決定しております。諮問会議委員の職務としてモニター関連業務を追加し、公募委員枠を増やすため諮問会議条例を改正し、公募委員2名を新たに追加して対応済みとなっております。

なお、この度、諮問委員の任期満了に伴い、改めて委員の公募を行った結果、残念ながら締切日までに応募がありませんでしたので、昨年同様、議員の皆様には諮問委員になっていただけるような方に声掛けをお願いしたいと考えております。なお、諮問委員の任期は4月1日から2年間となっております。

3点目のハラスメント条例の制定を検討については、ハラスメント条例単体で制定はせず、議会議員政治倫理条例にハラスメント条項を追加して対応することを確認しております。

④議会改革の見直し。

1点目の常任委員会の在り方について検討については、総務教育常任委員会と経済福祉常任委員会を1つの常任委員会に統合する方向で確認しており、詳細は継続審議中となっております。

2点目の議会議員政治倫理条例の改正を検討については、議員のなり手対策の中で確認したとおり、同条例にハラスメント条項を追加することとしたことから改正を行うことを確認しております。改正内容については委員長に一任となっております。

5ページから15ページに、懇談会で出された意見のうち議会関係分を抜き出し、見直し4項目に分けて表にしたものを掲載しておりますのでご確認をお願いいたします。

4ページをお願いいたします。

(2) 議会議員政治倫理条例の改正内容の確認について。

先ほど説明したとおり、前回会議において、議会議員政治倫理条例の改正内容は委員長に一任されたことから、事務局の案を基に同条例を別紙のとおり改正いたします。

16ページ、別紙2をご覧ください。

議会議員政治倫理条例の改正案として、新旧対照表を掲載しております。基本的には前回の委員会でお示した事務局案のとおりとなっておりますが、(5)の部分について、前回「人権侵害のおそれのあるハラスメント行為」としておりましたが、委員からハラスメントには多種多様なものがあるので「さまざま」の文言を追加してはとの意見を頂いておりましたので、その部分を他の町の条文を参考に記載のとおり変更しております。それ以外の部分については、前回の内容から変更はございません。

4ページにお戻りください。

(3) 常任委員会の見直しについて。

前回会議において、1常任委員会とした場合の具体的な運用等について、検討項目1新たな委員会の名称、検討項目2常任委員会の定数については継続審議とし、検討項目3委員会の構成については事務局案

をベースに調整し、最終的な判断は委員長に一任するとされました。

17ページ、別紙3をご覧ください。

継続審議となっている検討項目1と2については、このあと皆様に議論していただきますが、委員長に一任とされた検討項目3については、前回会議でお示ししました事務局案をベースに、新たな委員会では委員長が「経済福祉関係」を、副委員長が「総務教育関係」を取り纏めることとし、副委員長は「広報・広聴常任委員会」の委員長が就任することで歳費の役職加算に対応する案で進めさせていただきたいと考えております。

以上で、資料の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（平野隆雄）

資料の説明が終わりましたので、質疑・意見交換を行います。

質疑・意見交換は検討項目ごとに行いますので、よろしくをお願いいたします。

始めに、（1）特別委員会としての方向性の最終確認について、質疑・意見交換を行います。

①議員定数については、どうでしょうか。

1番藤山委員。

○委員（藤山大）

議会の方としては定数については9名という方向性でなっていたんですが、今回の結果的に町民と議会との懇談会において決定する方向というのを聞いていましたので、町民の方からやっぱり人数減らすのはどうかというような意見も結構多かったと思いますので、私としては今の現状維持、現状維持ということは10名、10名という意見もあったので私は10名でもいいのではないのかなと思っていますので、最終的には10名で行きたいと思いますので、報告だけお願いします。

○委員長（平野隆雄）

ほかに。

定数について、どうですか。

藤山議員からは10名でいいのではないかという意見がございました。

4番小鹿委員。

○委員（小鹿昭義）

10名だったら何も常任委員会を1つにすることないんじゃないですか。

○委員長（平野隆雄）

暫時休憩いたします。

（休憩 10時42分）

（再開 10時42分）

○委員長（平野隆雄）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

7番熊野委員。

○委員（熊野茂夫）

結果的に前回の時に方向性として9名という確認をしたわけですね。方向性として。

それを持って懇談会に臨んだということで、感触的には議会でそれは議会の果たす役割だとか仕事だとか色々なことを含めて議会自身が自ら判断することですねという感覚で私は懇談会の中で、確かに一方的に少なくするのはあまり良いことではないよとか今のままで10名でもいいのではないのかという意見は意見としては出てきたようには感じますけど、しかし、最終的にはあなた方が自らをもって仕事のことだとか果たす役割から意思決定してくださいという風なら町民の意思だったように私は感じたんですけども、ですから、前回確認した9名なら9名の方向で私はいいと思うのですが。

○委員長（平野隆雄）

ほかにございますか。

3番佐藤委員。

○委員（佐藤孝男）

9名ということで町民懇談会の方に議会の意思として持って行ったわけですが、色々そういう8名とか10名とかという意見もありましたが、概ね私は9名ということで町民の方も理解したのではないかと、そう思っております。

○委員長（平野隆雄）

ほかに。

6番木村委員。

○委員（木村隆）

意見を言っていけないと終わりませんので、個人的な意見はもちろん8人にした方がいいのではないかなとは思っています。ただ、どうしても多数決の原理で決まっていきますので、その人数にした方がいいという意見が多いところに収まるんだろうなというのは今まで5期も6期もやっていると、どうしてもこの定数の問題というのは毎回ついて回るわけで、前回は反対討論とかもやらせていただいて、何て言うんでしょうか、非常に居づらいなという思いもありました。

それで、今回は9ということで特別委員会でとりあえず方向性を出して町民との意見懇談に行って色々聞いたわけですが、結果的にはやっぱり議員が決めることでありまして、そういう中において、今ここで10とか8とかになるということは難しいだろうなと思っています。

それは、兎にも角にも今9人でやっているという現実を受け止めなきゃいけないわけです。ましてや、前回の時も花田さん辞めて9人でやってきましたし、たまたま今回定数割れしたという風に捉えるんじゃないかと、現実的に9人という評価しか得られなかったという議会の体質と言いますか、町民が見てるその姿というのを受け止めなきゃいけないので、確かに定数を減らすと担い手の人出にくいなという話もありますけれども、今我々が直面しているのは段々議員も高齢化していくんだよ。いつかは世代交代起きなきゃいけないんだよというのは、今次の改選じゃなくてもその次の5年後でもそういった現実は出てきますので、私なりに思うのは、まず9で行くしかないだろうなという風に、理由は何というわけではなくて、ここでまとめて議会として次やっていきますよという風に言わないと次の展開もまだあるんですよ。必ずその新しい人を出してくるというのは常にこれから付きまといっていくと思うんです。現実的に今9人中7人は70代、何も80代で出ちゃ駄目だなんていう話はないのは分かります。

ただ、それが今我々になされた課題ですので、一つここは9で私としては収めていきたいなという思いです。

○委員長（平野隆雄）

ほかにございますか。

8人と10名と9名ですか……………。

ある程度絞られてきましたよね。それで、8人とするのか9人とするのかその辺だと思いますけれども、委員会としてはどうでしょうか。

「（発言する者あり）」

○委員長（平野隆雄）

暫時休憩いたします。

（休憩 10時49分）

（再開 10時53分）

○委員長（平野隆雄）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、議員定数については、方向性としては9名でどうでしょうか。

6名挙手で9名ということでした。

そのように進めてまいりたいと思います。

よろしく申し上げます。

5番平沼委員。

○委員（平沼昌平）

議長、副議長はどういう考えですか。あくまでも委員から抜けているという考えなんだけど、議員として考えた場合お二人はどう考えているんですか。

○委員長（平野隆雄）

いやいや別に、5人も6人も同じ方向なんだから、そこまでしなくても。

溝部議長。

○議長（溝部幸基）

私も町民懇談会出てそのまとめを見ても、やはり9人で頑張るとい声が多かったという風に思っています。ですから、極端に減らすのはやはり考えていかなきゃないし、その今の状況で増やすということはなかなか、それでも何人かはやっぱり10人で頑張ったほうがいいというのはありましたけども、大方は9人という風に採っていますので、前回方向決めたように9人でいいと私自身は思っています。

○委員長（平野隆雄）

私の場合はそれでいいですね。

（「委員長はどうですか」という声あり）

だからそれで良いと思います。

（「10分の8ということで、いいんですよ。」という声あり）

議員定数については、特別委員会としては9名で出発します。

それでよろしいですか。

（「よし」という声あり）

○委員長（平野隆雄）

次は、②議員歳費についてはどうでしょうか。

最近決まったみたいですけど、町長の諮問会議が出されて決まったという風なことから、うちの場合は、その3割なにがしとかということで出発できるのではないかなと思いますけども、それについてどうですか。それ以外の意見ございますか。

3番佐藤委員。

○委員（佐藤孝男）

これも町民との懇談会の中でどういう風に歳費を決めているということで、我々も福島方式でやっているということで諮問委員会にかけても諮問委員会です承したということで、町民懇談会の声を聞くと、ほとんどが賛成というようなこの方式がいいということで受け止めてきました。

○委員長（平野隆雄）

6番木村委員。

○委員（木村隆）

任期途中で歳費が上がるという突然のことでちょっと意外な展開なわけですけども、言い方変えますと町長次第ということなんですよね。

今は、ずっとずっとここ何年か何万円かずつ上がってきていることばかり見ている状態ですけども、例えば町長次第ということになると、いつかの段階で万が一、「いや、私、町長報酬半分でもいいですよ」とか「何パーセント、8割とか7割でもいいですよ」という政策的な形で町長になった人が出てきた場合に、それをみんな受け止められるのかという心配もあるんですよ。

だから、この福島方式作った時に下限というのを確か設けたのか設けなかったのかちょっと微妙なところなんですけども、だから若い人がやりたいとか家庭がある人が云々とかって今までも言ってきてますけど、本当にそういうことを心配するんだったら、首長次第の展開と連動している方式である以上、やっぱりどこか下限みたいなのを設けないと、本当にそういう展開になった時、万が一かもしれませんけれども、受け止めておかなきゃいけないんじゃないかなと思うんですよ。

50パーセントカットの町長が誕生しましたってなったら、12万とかでもいいんですよ、皆さん。だから、一応そういうのを議論今できるんだったらしておいた方がいいのかなと思うんですよ。そういうことが無いとは思いますが、現状もしかしたら、ちょっと私このたび余談かもしれませんが、八雲の町長選挙の時に選挙が同じ日だったんです。ずっとちょっと見ていたんですよ。負けた町長立候補者の方が50パーセントカットを公約で立候補されたんです。町会議員選挙も84歳の方がトップ当選したりして、八雲も凄いことになっているななんて思ったりしていたんです。

それは兎にも角にも八雲では議員の勉強会、研修会ですか、このあとまたちょっと喋りますけど、そういうのもあったのでちょっと知り合いも出ていたので私も見ていたんですね。だから、ちょっと話また戻りますけども、町長次第の変動するという形の状態で果たして50パーセントカットという人が当選した時に、それを受け入れるかどうかというのを、ざっくりでもいいから話しておいた方がいいと思います。

○委員長（平野隆雄）

暫時休憩いたします。

（休憩 11時01分）

（再開 11時05分）

○委員長（平野隆雄）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議員歳費の件については、よろしいですね。

1番藤山委員。

○委員（藤山大）

議員歳費については、今回町民と懇談会の時でも上げた方がいいというような意見もありました。でも、現状としたら福島の算定方式あるので、それで町民は納得せざるを得ないというか、あるので、それでも歳費上げる方がいいという声もあるので、私は算定方式の中に今の言葉では3割という言葉じゃなくて数字的にもっと細かく出すのであれば、33.何パーセントと出てくるので、その辺まで出して歳費も上がると思うので、要は3割じゃなくてちゃんとした数字を出したうえで根拠出した方がいいと思うのですが。

○委員長（平野隆雄）

その方がいいと思いますよ。決まった段階で。

（「判断は委員長一任で」という声あり）

（「その辺は直してほしいな」という声あり）

「（発言する者あり）」

○委員長（平野隆雄）

よろしいですか。

そうすれば、議員歳費については、福島町方式で行きますよということにしておきます。

1番藤山委員。

○委員（藤山大）

そうであれば、だから算定方式の中身を変えてほしいと。要は3割程度なりパーセンテージをはっきり出した方がいいと思っていますので、要はその辺だけ。

○委員長（平野隆雄）

暫時休憩いたします。

（休憩 11時08分）

（再開 11時11分）

○委員長（平野隆雄）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議員歳費については、現行でOKですよということではよろしいですか。

藤山議員大丈夫ですか。

採決をいたします。

現状でよろしい方は挙手してください。

6名です。

最終確認は6名ですので、現状の歳費で進めたいと思います。

次は、③議員のなり手対策については、どうでしょうか。

5番平沼委員。

○委員（平沼昌平）

先ほど局長、諮問委員新たにまた募集しても来ていないということなんですよ。さっきそういう言い方してませんでしたか。

○委員長（平野隆雄）

暫時休憩いたします。

（休憩 11時13分）

（再開 11時23分）

○委員長（平野隆雄）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議員のなり手対策については、先程来、八雲、木古内という話が出ていますので、もう少ししたら具体的に木古内辺りからもそういう話が出てくるのかなと思います。

だから、そういう段階では木古内の方に福島議会から手を挙げてもらって、何人か言ってみた方がよろしいのではないかと思いますけど。

そういう方向性については、そういう方向で……………。

タブレットの3ページのところに、議会モニターの導入を決定するという風なこと書かれています。

それでよろしいですか。

採決いたします。

手を挙げてください。

6人です。

そのように進めてまいります。

次に、④議会改革の見直しについては、どうでしょうか。

暫時休憩いたします。

（休憩 11時26分）

（再開 11時27分）

○委員長（平野隆雄）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

その部分で何かございますか。

1番藤山委員。

○委員（藤山大）

17ページの見直しの部分で、検討事項2、ケース1……………。

○委員長（平野隆雄）

暫時休憩いたします。

（休憩 11時27分）

（再開 11時28分）

○委員長（平野隆雄）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

何かございますか。

（「なし」という声あり）

○委員長（平野隆雄）

議会改革の見直しについては、最終確認してよろしいですか。

よければ挙手願います。

6名です。

そのように進めてまいります。

次に、(2) 議員政治倫理条例の改正内容の確認について、質疑・意見交換を行います。

前回にもやっていますし、この内容で良ければ、挙手願います。

5名です。

そのように進めてまいります。

次に、(3) 常任委員会の見直しについて、質疑・意見交換を行います。

1 番藤山委員。

○委員(藤山大)

②の検討事項の部分で、ケース1が私はいいと思っています。③はそのまま賛同で、いいと思っていますのでそれをお願いしたいと思います。

○委員長(平野隆雄)

暫時休憩いたします。

(休憩 11時30分)

(再開 11時33分)

○委員長(平野隆雄)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

②検討事項2、委員会の定数については、ケース1定数9名(正副議長を含めた全議員が所属)、ケース2定数8名(議長を除く議員が所属)、ケース3定数7名(正副議長を除く議員が所属)、こういうのがあるということだろうけども。

これについてございますか。

5番平沼委員。

○委員(平沼昌平)

今人数が少なくこの委員会を1つにしているんだから、ケース1しかないんじゃないですかと私は考えています。

○委員長(平野隆雄)

ケース1でよろしいですか。

(「よし」という声あり)

○委員長(平野隆雄)

定数9人で。

ほかの意見ございますか。

6番木村委員。

○委員(木村隆)

せっかくですので、ケース3でもいいのかなと思っていました。

それはですね、結局今2委員会で回っていて正副議長が両方に入って6人という形を維持しているという状況をベースにしているのですからケース3で7人で、あとは議長・副議長現実的に委員外制度なので時間あれば出てくださいなという形になると思うんですよね。そんな全部出ないとかそういう感じにもならないうちの議会だと思うので、だからがんじがらめにケース1だと言わなくても、まず1つの委員会を運営するという会議的に意見を話せるという人数がまず7人いるというだけで成立しているのかなとは思っています。それで、あと2人は来られる時は来てくださいなという形でもいいんじゃないのかなとは思っていました。

○委員長(平野隆雄)

ほかにありますか。

今の意見に関しては……………。

確認いたします。

検討事項2、委員会の定数についてケース1でよろしいですか。

「（発言する者あり）」

○委員長（平野隆雄）

7番熊野委員。

○委員（熊野茂夫）

これは確かに少数精鋭でもってやっていくという考え方なんだろうけど、議長・副議長のいわゆる職務上の負担ということもあるだろうと思いますけども、基本的に委員会そのものの主体性って考えたらやっぱり議長・副議長は常任委員会にはオブザーバーとしては出席することについてはそれはいいとは思いますが、委員会そのものは議長・副議長を除いた恰好での7人でもって構成してて、そして、議長・副議長をオブザーバーで含めて行くという考え方でいいんじゃないですか。それで。私はそういう考え方するとケース3になりますよね。

○委員長（平野隆雄）

どうでしょうか。

ケース1、ケース2、ケース3、3つあります。

「（発言する者あり）」

○委員長（平野隆雄）

暫時休憩いたします。

（休憩 11時41分）

（再開 11時46分）

○委員長（平野隆雄）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に（3）常任委員会の見直しについて、先程来出てますけども、そのように進めてまいります。

よろしいですか。

挙手してください。

6名です。

そのように進めてまいります。

暫時休憩いたします。

（休憩 11時47分）

（再開 11時48分）

○委員長（平野隆雄）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

③検討項目3、委員会の構成については、これについては委員長に一任されておりますので、そのように進めてよろしいですか。

（「よし」という声あり）

○委員長（平野隆雄）

そのように進めてまいります。

挙手願います。

全員です。

暫時休憩いたします。

（休憩 11時49分）

（再開 11時49分）

○委員長（平野隆雄）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

以上で、本委員会に付託されました「議会体制の在り方・議員のなり手確保対策等議会改革について」を終了いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○**委員長（平野隆雄）**

ご異議なしと認め、本委員会に付託されました「議会体制の在り方・議員のなり手確保対策等議会改革について」は終了いたします。

次に、2のその他について、何かございませんか。

（「なし」という声あり）

○**委員長（平野隆雄）**

ないようですので、以上で本日の案件をすべて終了いたしました。

これをもちまして、議会改革調査特別委員会を閉会いたします。

長期間にわたるご審議、大変ご苦労さまでした。

（閉会 11時51分）

福島町議会会議条例第157条の規定により署名する。

議会改革調査特別委員会委員長

平 野 隆 雄